

Jisung Horizon Newsletter

March 2010 Vol.2. No.4.

01 地平志誠ニュース

- 法務法人地平志誠ーラオスLLC,ジョイント・ベンチャー法律事務所であるJSH - LLC設立
- 卞熙庚(ビョン・ヒギョン)弁護士、新韓ベトナム銀行及び新韓ビナ銀行合同ワークショップ講義
- 姜炅局弁護士、李尚憲米国、弁護士の論文(共著)『Korean Business Law』に掲載

06 業務動向

- 地平志誠、債権金融機関を代理し、現代綜合商社売却関連の法律諮問提供
- 地平志誠、住宅金融公社の流動化証券発行に関する法律諮問機関として選定
- ユニバーサルスタジオ開発業務への諮問提供
- POSCOを代理し、'CDPPC'設立関連の法律諮問を提供中

10 コラム

- 韓国採択国際会計基準(IFRS)と税法
- 企業合併と引受(M&A)関連ベトナムの法制と実務
- 改正労働組合法上の専任者給料支給禁止とタイムオフ制度

法務法人地平志誠のニューズレッターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。



地平志誠

韓国ソウル市中央区南大門路4-45商工会議所ビル 11階

TEL:+82-2-6050-1600 FAX: +82-2-6050-1700 <http://www.js-horizon.com> E-mail : master@js-horizon.com

Copyright © JISUNG HORIZON Attorneys at Law All rights Reserved.

(地平志誠ニュース)

法務法人地平志誠ーラオスLLC,ジョイント・ベンチャー 法律事務所であるJSHーLLC設立



(写真：ジョイント・ベンチャー法律事務所である JSH-LLC 設立契約書に署名を行っている法務法人地平志誠梁栄太(ヤンヨンテ)代表弁護士(左)と LLC カムシンサヤボン(Chamsene Sayavong)代表弁護士(右))

法務法人地平志誠(JISUNG HORIZON)は国内の法律事務所の中で最初にラオスの法律市場に進出しました。

地平志誠は、昨年 11 月 3 日ラオスの最大大手法律事務所である「LLC(Lao Law & Consultancy Group)」と独占的な提携契約を締結し、ジョイント・ベンチャー法律事務所「JSH-LLC」(JSH は地平志誠の英文名である JS HORIZON の略称)を設立、12 月 8 日ラオスビエンティエンで記念式を開催しました。

この日、記念式には地平志誠の梁栄太(ヤンヨンテ)代表弁護士と LLC のカムシンサヤボン(Chamsene Sayavong)代表弁護士が JSH-LLC 設立に関する契約書に捺印交換し、駐ラオスパクゼヒョン大使とラオス商工会議所のカンダボンダラボン(Chandabongdarabong)事務総長及び主要関係者も参席しました。

弁護士約 130人、職員約 120 人を保有する大手法律事務所である法務法人地平志誠は、韓国国内において蓄積してきた金融、証券、M&A、不動産、訴訟などの豊かな経験と専門性に基き、海外事業にも取り組んできたところ、中国上海、ベトナムホーチミン、ハノイ、カンボジアプノンペン支社に引き続き、今回のラオスに 5 番目の海外事務所を設立することになりました。

地平志誠は 2007 年からラオス不動産開発の諮問、インドチャイナバンクジョイント・ベンチャー諮問、韓国取引所がラオス政府とジョイント・ベンチャーして設立中のラオス証券取引所の設立諮問及びラオス最大民間企業であるコラオグループの親会社であるコラオデベロップメントの韓国有価証券市場への上場諮問などを進行してきましたが、ラオス法律市場への進出のため、ラオス最大の大手法律事務所である LLC と提携することになりました。

LLC はラオス最大の法律事務所であり、その間、外国企業のラオス投資業務、訴訟、IP 業務などで著しい成果を果たしてきており、今回のラオス証券取引所の設立によって形成されるラオス資本市場に関連する法律サービスを提供するために地平志誠と独占的に提携し、ジョイント・ベンチャー法律事務所 JSH-LLC を設立することになりました。

JSH-LLC 現地事務所には、地平志誠の弁護士が派遣されることになるだけでなく、地平志誠本社の金融パート、M&A チーム及び東南アジアチーム(ベトナム、カンボジア、ラオス、フィリピン、インドネシアなど)弁護士たち及びベトナム支社、カンボジア支社と協力し、業務を進行するようになります。地平志誠の梁栄太(ヤンヨンテ)代表弁護士は記念式で、「来年 10 月に開場の予定であるラオス証券取引所の設立によってラオスにも資本市場が本格的に形成され、証券会社の設立、ラオス公企業及び社企業の IPO、韓国資本など外国資本の Pre-IPO 投資、証券の発行、M&A などの業務が増加すると予想される」と言いながら、「そのようなことから地平志誠と LLC がジョイント・ベンチャー法律事務所である JSH-LLC を設立し、関連法律サービスを提供しようとしている」とし、ジョイント・ベンチャー法律事務所の設立意義を明らかにしました。

また、「従来には国内の法律事務所が海外進出をする場合、ほとんどが韓国系企業のために仕事をしたが、今回の地平志誠のラオス進出は現地の外国企業を相手に現地の外国法を諮問するという点で、過去の海外進出とは違う特別な意味がある」とし「韓国の資本市場の制度と資本の進出だけでなく、法律サービスも一緒に進出することで、韓国とラオスの間の協力強化にも役に立つと期待される」と付け加えました。

地平志誠は JSH-LLC 誕生をきっかけとして、ラオス資本市場業務の以外にも、韓国企業のラオス進出(金融、不動産、持分投資、M&、資源開発、SOC 等)関連諮問業務も、ワン・ストップで完璧かつ速やかに提供する予定です。

現在、ラオスに対する専門性及び現地ネットワークを持つ国内の法律事務所は地平志誠が唯一です。

[担当弁護士]



梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士



金尚俊(キム・サンジュン)
弁護士



李幸揆(イ・ヘンギュ)
弁護士



柳廷勳(ユ・ジョンフン)
弁護士



洪眞敬(ホン・ジンギョン)
米国弁護士

[イベントの写真]



JS Horizon

(地平志誠ニュース)

卞熙庚(ビョン・ヒギョン)弁護士、新韓ベトナム銀行 及び新韓ビナ銀行合同ワークショップ講義



(写真：法務法人地平志誠 [卞熙庚\(ビョン・ヒギョン\)弁護士](#))

2010年2月6日、地平志誠のベトナムホーチミン事務所の卞熙庚(ビョン・ヒギョン)弁護士が、新韓ベトナム銀行及び新韓ビナ銀行合同ワークショップにおいて、「ベトナム法律上の貸出債権確保の方案」というテーマで講義を行いました。

今回の講義では、新韓ベトナム銀行及び新韓ビナ銀行本店や支店のすべての韓国人社員が参加し、約2時間の間、熱気あふれる質疑応答が交わされました。[講義の様子]

JS Horizon

(地平志誠ニュース)

姜炅局弁護士、李尚憲米国、弁護士の論文(共著)

『Korean Business Law』に掲載



(左：法務法人地平志誠 姜炅局(ガン・ギョンクク)弁護士)

(右：法務法人地平志誠 李尚憲(イ・サンヒ)米国弁護士)

地平志誠の姜炅局(ガン・ギョンクク)、李尚憲(イ・サンヒ)米国弁護士の共著論文である「株主の権利(Shareholder Rights)」、2010年1月に発行された『Korean Business Law: The Legal Landscape and Beyond』に掲載されました。

『Korean Business Law: The Legal Landscape and Beyond』は、複雑に変化する韓国のビジネス法律環境の変化と関連する法律制度に対し、明確で簡潔な説明を提供しています。

[関連リンク]

- [Korean Business Law: The Legal Landscape and Beyond](#)

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、債権金融機関を代理し、 現代綜合商社売却関連の法律諮問提供

地平志誠は、現代綜合商社売却と関連し、2009年2月から現代綜合商社の債権金融機関を代理する法律諮問社として選定され、M&A 売却と関連する業務を遂行しました。

現代綜合商社債権金融機関協議会の主管銀行である外替銀行は、2009年11月30日に、「現代綜合商社引受け合併関連の株式売買契約締結」案件を正式に議論に付することにしたと明らかにし、12月10日に、本契約を締結しました。

[担当弁護士]



明漢錫(ミョン・ハンソク)

弁護士

JS Horizon

(業務動向)

地平志誠、住宅金融公社の流動化証券発行に関する 法律諮問機関として選定

法務法人地平志誠は、1月13日、住宅金融公社のMBS(住宅抵当証券)発行とモーゲージローン債権保有関連の法律支援業務を遂行する主管法律事務所の一つとして選ばれました。

JS Horizon

(業務動向)

ユニバーサルスタジオ開発業務への諮問提供

地平志誠は、ロッテグループとPOSCO建設などが、ユニバーサルスタジオコリアリゾート(USKR)造成事業のために設立した特殊目的法人であるユニバーサルスタジオリゾート開発株式会社を代理し、法律諮問業務を遂行しています。

USKRの開発には、合計3兆ウォンが投入され、この中で1兆ウォンがテーマパーク造成に投入される予定です。

ロッテ資産開発が最大出資者(26.7%)として参加し、建設投資家であるPOSCO建設(24.4%)と戦略的投資家であるUSKPH(13.5%)、財務投資家である韓国投資証券(10.1%)などの8社が、リゾート開発に参加することになっています。

[担当弁護士]



明漢錫(ミョン・ハンソク)

弁護士



黃仁瀛(ファン・インヨン)

弁護士



朴炯俊(パク・ヒョンジュン)

米国弁護士

JS Horizon

(業務動向)

POSCOを代理し、'CDPPC'設立関連の法律諮問を提供中

地平志誠が、株式会社POSCOを代理し、株式会社STXとの厚板加工センター合弁法人である「CDPPC(China Dalian Plate Processing Center)」の設立関連の法律諮問を提供しています。

POSCOが海外加工センターを設立する際に国内の造船会社と合弁法人を設立することは今回が初めてであり、今年の4月に着工する計画で来年の3月には本格的な生産が可能になる見込みです。

[担当弁護士]



姜成(カン・ソン)

代表弁護士



明漢錫(ミョン・ハンソク)

弁護士



韓丞燮(ハン・スンヒョク)

オーストラリア弁護士



金昌華(キム・チャンファ)

中国弁護士



金玉琳(キム・オクリム)

中国弁護士

JS Horizon

(コラム)

韓国採択国際会計基準(IFRS)と税法



(写真：法務法人地平志誠 具相洙(グ・サンス)公認会計士)

2011年から、上場法人と韓国採択国際会計基準(以下、K-IFRS)を選択する企業は、K-IFRSを適用して財務諸表を作成しなければならなくなる一方、2010年から韓国国内の法人は、法人税を申告・納付する際に、連結納税方式を適用することが可能になります。このように、会計処理及び法人税の申告・納付と関連する制度は、大きな転換期を迎えていますが、上記のようなまったく新たな制度の導入によってK-IFRSと税法間の乖離、立法上の不十分さ、税法解釈上の問題などのため、納税者に混乱が生じる可能性もあります。

したがって、本稿ではK-IFRSの導入によって税法に生じる変化を体系的に検討し、納税者にとってK-IFRSの導入による変化を予め調べ準備する際に役立てればと思います。

K-IFRSによると、支配企業は、従属企業投資を連結した連結財務諸表を作成しなければなりません。ここでいう支配力とは、経済活動において効益を得るための財務政策と営業政策を決定できる能力を意味しますが、支配企業が、直接、または、従属企業を通じて間接的に、企業議決権の過半数を所有する場合には、支配企業がその企業を支配しているとみなされます。したがって、一般的に、従属会社の持分を50%以上保有する支配会社は連結財務諸表を作成しなければなりません。

ところで、税法上では、韓国国内法人が他の国内法人を100%支配する場合に限り、連結納税方式を適用することが可能です。このような連結納税方式を採択する場合、連結親法人は、各連結事業年度の終了日が属する日の末日から4ヶ月以内に、連結所得金額調整明細書、連結貸借対照表、連結損益計算書などを添付し、連結事業年度の所得に対する課税標準と税額を納税地管轄の税務署長に申告しなければなりません。ここで問題は、K-IFRSによる連結財務諸表作成のための連結範囲と法人税法上の連結納税方式を適用する時の連結範囲が異なるという点です。このような違いによって、K-IFRSによる連結財務諸表を作成する連結親法人が連結納税方式の適用を受けようとする場合、税法目的上、100%子会社のみで構成する連結貸借対照表と連結損益計算書を作成しなすなければなりません。特に、このような税法目的上の連結貸借対照表と連結損益計算書が企業会計基準を準用しない場合、連結貸借対照表と連結損益計算書を添付して申告を行っても、これは適法な申告としてみなされません。

この点を考えると、連結親法人が連結納税制度の適用を受けるために作成した連結貸借対照表と連結損益計算書に対して、改めて外部の監査を受けるべきかということが問題になりえます。もちろん、外部監査を受けなくても、企業会計基準を準用して

財務諸表を作成する場合には、特に問題にはならないと思われます。しかし、企業会計基準を準用しなかった場合、無申告になるというリスクがあり、このようなことを避けるために税務目的で監査を受ける場合、追加費用が発生するとの問題があります。

K-IFRSによると、財務諸表は期末財務状態表、期間包括損益計算書、期間資本変動表、期間キャッシュフロー表で構成されます。一方、法人税法による課税標準及び税額深刻の際に添付対象となる書類は、貸借対照表、損益計算書、利益剰余金処分計算書、そして、キャッシュフロー表で構成されます。したがって、K-IFRSを適用して財務諸表を作成する場合、利益剰余金処分計算書を作成すべきかということが問題になりえます。

利益剰余金処分計算書は、商法で規定している財務諸表の一部であり、K-IFRSにおいても「商法などで利益剰余金処分計算書の作成を要求する場合には、財務状態表の利益剰余金に対する補充情報として利益剰余金処分計算を注釈で公示する」と規定しています。したがって、K-IFRSが導入されても、現実的には、利益剰余金処分計算書は注釈に含まれる形で作成され維持される可能性が高いと考えられます。

よって、法人税法内にK-IFRSを適用する会社の場合、法人税法による課税標準及び税額申告時、利益剰余金処分計算書を添付しなくてもよいとの例外規定を設置する必要があると思われます。

2009年に韓国採択国際会計基準を早期に導入した企業は10社ほどでしたが、2010年には、約20社の会社が早期の導入を準備している模様です。2009年に、韓国採択国際会計基準を早期に導入した企業は、早ければ、2010年3月末まで法人税課税標準及び税額を管轄税務署に申告しなければなりませんが、税額を計算するための基礎財務諸表をどのような形式にすればいいのかに対し、課税官庁の明確な意見表明がなく、混乱を招いていました。

最近に至って、企画財政部法人税制課の有権解釈を通じて、「韓国採択国際会計基準の早期導入企業は、2009年12月31日に、属する事業年度の帰属分法人税課税標準の計算及び申告時、既存の企業会計基準(K-GAAP)によって作成した財務諸表を基準として、法人税課税標準と税額を計算して申告し、申告書にも同財務諸表を添付しなければならないが、この場合、K-GAAPによって作成した財務諸表に対して、株式会社の外部監査に関する法律による外部監査及び商法による株主総会の承認を得なかった場合にも、同財務諸表がK-GAAPによって適切に作成された以上、これを使用することができる」との解釈が打ち出されました。

企画財政部の立場からは、当初、2009年に、韓国採択国際会計基準に合わせて法人税法を改正する方針でありましたが、非上場企業に対する会計基準がまだ発表されていない状況であったため、上場企業のみ適用される韓国採択国際会計基準を基準として法人税法を改正することに難しい面があり、法人税法改正が延期されることによって上記のような有権解釈はやむを得ない結果だったのでしょう。

しかし、2009年に、勧告採択国際会計基準を早期に導入した企業の立場からは、税金を払うために既存のK-GAAPによって財務諸表を作成しなおすか修正しなければならないため、帳簿作成に対する負担が大きく増加すると予想されます。特に、外部監査や株主総会の承認を得なかったとしても、K-GAAPに従ったのかに対する議論は継続的に発生すると思われ、これに関連するリスクと負担は納税者に転化されるとの問題もあります。そして、財務諸表の作成だけではなく、法人税法の改正が行われる

前までは、韓国採択国際会計基準による帳簿とK-GAAPによる帳簿を2重で作成・管理しなければならないため、これらと関連する費用も増加すると考えられます。

JS Horizon

(コラム)

企業合併と引受(M&A)関連ベトナムの法制と実務



(写真：法務法人地平志誠 [韓丞燮\(ハン・スンヒョク\)オーストラリア弁護士](#))

2006年及び2007年度にベトナムは外国人の投資先として最高の全盛期を迎えましたが、2008年にはグローバル金融危機とともに外国人の投資は急激に減少し、投資のブームも落ち着きを取り戻しています。2010年を迎えた現在は、過去の非正常的な投資市場から正常的な方向へと転換しつつ、投資市場は賢明な投資家たちで満たされていると思われます。

全盛期の当時、多数の大規模プロジェクトが投資の許認可を取得したものの、金融調達の難しさと市場の変化によって現在までも少なくないプロジェクトが全面的に中止されたい状態に置かれていると把握されています。

したがって、財源調達が可能な新規投資家の場合には、ベトナムのM&A市場に注目すべき時期であると思われます。M&Aの関連法制と実務においても、法律(また現地の情緒の上)を通じて外国人の持分比率を制限する事業を除き、大きな困難に直面することなく企業やプロジェクトの引受が行われています。

また、ベトナム国内投資企業の間における合作(Joint venture)、分離(Separation)、持分譲受渡(Acquisition)の事例はすでにたくさん蓄積されています。しかし、分割(Division)や吸収合併(Merger)のように、企業法で言われる再構成(Re-organization)、もしくは競争法で取り扱われる経済集中(Economic concentration)時、既存の会社が自動的に消滅するのかという問題に当面することになると、関連機関の有権解釈というものは統一されていません。また、吸収合併の際、消滅する会社の清算作業が優先的に行われるべきであるという有権解釈が打ち出された事例もあります。もちろん、中央政府がこれを整えましたが、それは約2ヶ月という時間を無駄にした後でした。

しかし、このような混線は、今になってやっとM&Aという概念を実物経済に受け入れ始めたベトナム市場経済が、いつかには経験しなければならない通過儀礼であると考えられます。ただし、その混線を最短化、最小化しつつ、M&Aがベトナムの経済発展に肯定的に貢献できるようにベトナム関連機関のM&Aに対する理解度を高める政策的な裏付けが必要とされる時期ではないでしょうか。

JS Horizon

(コラム)

改正労働組合法上の専任者給料支給禁止とタイムオフ制度



(写真：法務法人地平志誠 裴東熙(ベ・ドンヒ)公認労務士)

I. はじめに

2010年は、我が労働法歴史の中で画期的な転換点になる時期であります。1997年以降、3回、13年間の施行猶予の末に、労働組合及び労働関係調整法(以下、「労働組合法」という)は、その間、まったく進展がなかったのですが、2010年1月1日の夜明けに国会本会議を通過するとともに施行されることとなりました。複数労働組合の許容と労働組合専任者に対する給料支給禁止を主要内容とする旧法付則が改正されたのです。その中、来年7月に施行される「複数労働組合許容と交渉窓口の単一化」を巡った法解釈上の問題点と対応に関しては、次回に検討することとし、ここでは、今年7月から施行される「勤労時間免除(Time-off)」を除いた労働組合専任者無給に関して調べてみます。

II. 勤労時間免除(Time-off)を除いた労働組合専任者給料支給禁止

1. 組合専任者給料支給禁止

原則的に労働組合専任者に対し、専任期間に使用者が給料を支給することは禁止されます。したがって、専任者に対する賃金支給は経費援助になり不当労働行為となりますが、付則に専任者給料支給禁止規定の適用を2010年6月30日まで猶予しました。

労働組合が専任者に対する給料支給を要求し、これを貫徹する目的で行う争議行為も禁止されます。これに違反すると1千万ウォン以下の罰金という処罰条項が適用されることとなります。ただ、労働専任者に対する給料支給禁止に対する補完策として、改定労働組合法は、勤労時間免除(Time-off)制度を導入しました。

2. タイムオフ(Time-off)制

改定労働組合法ではタイムオフ(勤労時間免除)の範囲を、「使用者との協議・交渉、苦情処理、産業安全活動等、この法、または、他の法律で定める業務と健全な労使関係発展のための労働組合の維持・管理業務(第24条第4項)」と定めています。タイムオフの限度は、労働部傘下に勤労時間免除審議委員会を構成し3年ごとに決めるようにしつつ、最初の審議・議決は、2010年4月30日まで行うようにしました。勤労時間免除審議委員会の構成は、労使推薦委員各5名と政府推薦公益委員5名としていますが、在籍委員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決します。万一、2010年4月30日まで議決されなければ、公益委員だけで議決することも可能です。

Ⅲ. 関連争点及び解釈

1. 施行日と関連する争点

改定法付則第1条において、「この法は、2010年1月1日から施行する。ただ、第24条第3項、第4項、第5項(タイムオフ制関連条項)の改定規定は2010年7月1日から施行する」とし、第3条においては、「この法施行日当時有効な団体協約は、この法により締結されたものとみなす。ただ、この法施行により、この全部または一部の内容が第24条を違反する場合は、この法施行にもかかわらず、該当団体協約の締結当時有効期間までは効力があるとみなす」と規定しています。

このような付則規定と関連して、労働団体は、改定法の専任者給料支給禁止及び勤労時間免除制度の施行日が2010年7月1日であるため、2010年7月1日以前に団体協約を改定すれば該当団体協約の有効期間中にはその効力があると、主張しています。一方、労働部は、改定法の施行日が2010年1月1日であり、団体協約経過措置に対する施行日も2010年1月1日であるため、この日の以降に労働組合専任者の賃金に対する団体協約を改定しても、2010年7月1日からはその効力がないといっています。すなわち、労働団体は2010年上半期(7月1日以前)に終了する団体協約に、専任者賃金支給を明示し更新しようとする予想しているため、上半期にこれに関する労使間紛争が激しくなる可能性が高く、労働部はこれを認めていないために、2010年7月1日以降団体協約の有効性をめぐった熾烈な法理攻防が予想されます。

2. タイムオフ(Time-off)範囲をめぐる争点

勤労時間免除の範囲と関連し、改定労働法は、「使用者との協議・交渉、苦情処理、産業安全活動等、この法またはほかの法律で定める業務と労働組合の維持・管理業務」を取り上げていますが、その中で、「労働組合の維持・管理業務」の意味と許容時間について勤労時間免除審議委員会の労・使・政間における熾烈な論争が予想されます。労働組合の維持・管理業務の認定範囲及び時間によって、事実上、労働組合専任者の数が決定されることになるからです。タイムオフ限度を定める具体的な基準は、施行令で規定されることとなりますが、政府案は、「事業または事業場の全体組合員の数と業務の範囲を考慮して時間単位」で定め、その時間を活用できる人員を定めることができるとしています。

一方、労働団体や一部の学者たちは、勤労時間免除の範囲を、「協議・交渉、苦情処理、産業安全活動等、この法またはほかの法律で定める業務」と規定したものに対して、これを「使用上の制限は事実上なくなったもの」と解釈できると主張しています。「この法またはほかの法律で定める業務」において、「業務」性質上、労働組合の業務を意味することなので、労働組合と関連する労働組合法上のすべての活動に対して勤労時間免除が可能であると解釈することができるということでもあります。また、「健全な労使関係発展のための労働組合の維持・管理業務」も労働組合加入宣伝活動と組合員教育、上級団体派遣などとして、勤労時間免除が可能であると考えられるという主張もあり、ひいては、「組合員の日常的労働組合活動の有給処理如何は、改定法の趣旨が組合専任者賃金支給問題を指定するためのものであるため、現在、有給処理されている組合員の日常的労働組合活動は影響を受けない」と主張しています。

しかし、労働部は、対立的な労使関係ではない労使共存の発展のために、必ず必要な労働組合の維持・管理業務を意味し、その範囲に労働組合の日常活動を含むものではなく、「健全な労使関係発展」のための労働組合業務のみが該当すると説明して

ます。その具体的な業務内容は、勤労時間免除審議委員会が勤労時間免除の限度を決定する際に、基準とする労働業務としてその内容が確定されるだろうといっています。

IV. おわりに

改正労働組合法上の労働組合専任者給料支給禁止と、勤労地間免除制度に関する核心的な内容を検討してみました。その具体的内容は、労働部傘下の勤労時間免除審議委員会の審議・議決を通じて決定されることとなります。労使推薦委員各5名と政府推薦公益委員5名で構成された勤労時間免除審議委員会において、労働団体と経経営団体の両側は積極的に自分の主張を披瀝すると考えられ、万一、2010年4月30日まで在籍委員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決されなければ、結局、公益委員だけで議決されることもありえます。このような事情があるため、労使両方も政府推薦公益委員の構成に関心と目を傾けており、労働部は公益委員の選定に難しさを感じている模様です。既存の複数労働組合禁止と有給専任者を前提として形成された企業の立場からは、変更されるすべての要素を考え、今後、労使関係変化に対応できる細密な事前準備が要求される状況であります。

JS Horizon



地平志誠

<http://www.js-horizon.com>

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル11階 Tel : +82-2-6050-1600 Fax : +82-2-6050-1700

韓国ソウル江北事務所 韓国ソウル市中区ボンレ洞1-25 HSBCビル 15階 Tel : +82-2-6230-7400 Fax : +82-2-6230-7599

中国上海支社 Room 2310, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai, China Tel : 86-21-5208-2800 Fax : 86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #2205 Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist. 1, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel : 84-8-3910-7510 Fax : 84-8-3910-7511

ベトナムハノイ支社 Suite 1003, 10th Fl., Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel : 84-4-6266-1901 Fax : 84-4-6266-1903

カンボジア事務所 SK-Shinah Office, 2F No.797, Monivong Blvd. & St. 484, Phsar Doeum Thkov, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia Tel : 855-23-726-897 Fax : 855-23-726-457

ラオス事務所 LLC Bldg, Nong bon Road, Saysetha District, Vientiane, Laos Tel : 070-8275-4940 Fax : 856-21-264-344